関ケ原町いきいきサロン連絡協議会規約

　（名称）

第１条　本会は、関ケ原町いきいきサロン連絡協議会と称する。

　（事務所）

第２条　本会の事務所は、社会福祉法人関ケ原町社会福祉協議会事務局内に置く。

　（目的）

第３条　本会は、各地域のサロン（以下「単位サロン」という。）が行ういきいきサロン活動を支援することにより、地域に生活する高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

　（組織）

第４条　本会は、前条の目的に賛同して活動する単位サロンの代表者（以下会員という。）で組織する。

２　本会に新たに加入しようとする者は、関ケ原町いきいきサロン連絡協議会加入申請書（別記様式第１号）にて申請するものとする。

３　本会から脱退しようとする会員は、関ケ原町いきいきサロン連絡協議会脱退届（別記様式第２号）を提出するものとする。

　（活動）

第５条　本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）単位サロンの実施状況の把握

　（２）単位サロン相互の交流・情報交換のための連絡調整

　（３）サロン実施方法等の研修会の開催

　（４）新規サロンへの支援

　（５）単位サロンへの助成

　（６）いきいきサロン活動の啓蒙

　（７）他団体との連携

　（８）その他目的達成のため必要な事業

　（役員）

第６条　本会に、会員の互選により次の役員を置く。

　（１）会　長　　１名

　（２）副会長　　１名

　（３）書　記　　１名

　（４）会　計　　１名

　（５）監　事　　２名

２　前項の規定にかかわらず、会長が第７条第１項に規定する役員会の同意を得て、顧問を置き、委嘱することができる。

３　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時これを代理する。

５　書記は、会議の記録の作成保存等を行う。

６　会計は、会計事務を行う。

７　監事は、会計を監査し、会議に報告する。

８　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

９　補欠の役員は、前任者の単位サロン代表者とし、任期はその前任者の残任期間とする。

　（会議）

第７条　本会の会議は、会員全員で組織する総会並びに会長、副会長、書記、会計及び監事で組織する役員会をもって構成する。

２　会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

３　総会は、出席の会員の中から議長を選出し次の事項を審議決定する。

　（１）役員の選出

　（２）予算・決算の承認

　（３）事業計画・報告の承認

　（４）その他総会で議決が必要な事項

４　総会は、会員の３分の２以上（委任状を含む）によって成立し、役員会は役員の４名以上の出席によって成立するものとし、議決は出席者の過半数の同意によって決する。

　（経費）

第８条　本会の経費は、助成金その他をもって充てる。

　（事業年度）

第９条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

　（規約の改正）

第１０条　本規約は、総会の議決により変更することができる。

　（その他）

第１１条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

１　この規約は、平成１２年１２月２０日から施行する。

２　第６条第８項の規定にかかわらず、この規約による最初の役員の任期は、平成１４年３月３１日までとする。

　　　附　則

　　この規約は、平成１３年６月６日から施行する。

附　則

　　この規約は、平成１５年６月１１日から施行する。

附　則

　　この規約は、平成１６年６月１５日から施行する。

附　則

　　この規約は、総会の議決の日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

　　この規約は、総会の議決の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

（別記様式第１号）

関ケ原町いきいきサロン連絡協議会加入申請書

平成　　年　　月　　日

関ケ原町いきいきサロン

　　　　連絡協議会長　様

　 　申請者 　　代表者氏名　　　　　 　　　　　印

代表者住所

　次のとおり、関ケ原町いきいきサロン連絡協議会に加入したいので申請します。

記

設置自治会名

設置サロン名

代表者連絡先

（別記様式第２号）

関ケ原町いきいきサロン連絡協議会脱退届

平成　　年　　月　　日

関ケ原町いきいきサロン

　　　　連絡協議会長　様

　 　　　　　　　　　 　申請者 　　代表者氏名　　　　　 　　　　　印

代表者住所

　次のとおり、関ケ原町いきいきサロン連絡協議会を脱退します。

記

設置自治会名

設置サロン名

脱退理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　のため